

令和7年8月4日

令和7年度第1回岡山市国民健康保険運営協議会議事録

日 時：令和7年8月4日（月）午後2時 ～ 午後3時15分
場 所：岡山市保健福祉会館9階（機能回復訓練室）
出席者：21名
次第：別紙のとおり
議 事：（1）会長の選任
議 事：（2）令和6年度国民健康保険事業について
報告案件：（1）マイナンバーカードの保険証利用について
報告案件：（2）子ども・子育て支援金制度について
報告案件：（3）保険料水準統一に係る取組状況について
傍 聴 者：3名
報 道：0社

【会長の選任結果】

◎松田安義委員を会長に選任。

【議事結果】

◎議事について説明後、質疑。
◎議事について原案どおり承認。
◎報告案件について報告。

【議事に関する質疑等概要】

『（1）会長の選任』

内田副会長： それでは、議事に入りたいと存じます。
議事（1）会長の選任についてですが、事務局からの会長の選任について何かありますでしょうか。

国保年金課長： 会長は岡山市国民健康保険条例施行規則第2条第1項の規定に基づいて「公益を代表する委員」から選任することとなっております。

内田副会長： 事務局の説明によりますと、会長は「公益を代表する委員」の方から選任することになっています。
ご意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

秋山委員： 岡山市議会保健福祉・協働委員会委員長の松田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

内田副会長： ただいま会長に松田委員を推薦する旨のご発言がございました。
松田委員はいかがでございましょうか。

松田委員： （了承）

内田副会長： 委員の皆様もよろしいでしょうか。

各 委 員： （拍手）

内田副会長： 異議なしということなので、松田委員さんに会長をお願いしたいと思います。
松田委員よろしくお願いいたします。

それでは、新会長にひとことご挨拶をいただきまして、議事進行をお願いしたいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。

松田安義委員が会長に就任。

『（２）令和６年度国民健康保険事業について』

徳永委員： 協会けんぽの徳永です。
１点質問をさせてください。
資料の８ページの方ですね、最後にご説明いただいた、１人当たりの費用額なんですけれども、令和６年度の方ですね、１人当たり費用額、１人当たりの医療費ですね。
これについては、過去、それぞれ５％なり、３％なり、１％なり伸びてきているんですけれども、令和６年度が１００．５２％ということですからかなり伸びが抑えられていると。
ということで、この伸びが抑えられている要因としては、薬価改定の影響もついているご説明があったと思うんですけれども、我々協会けんぽの加入者の傾向でいきますと、やはり令和６年４月にですね、新型コロナの特例措置、これは診療報酬上の加算なんですけれども、これが廃止をされたという影響でですね、かなり医療費の伸びがですね、過去の傾向から見ると、抑えられたというようなのが協会けんぽの加入者の傾向としては言えるんですけれども、国保の加入者の令和６年度の１人当たり費用額がかなり抑えられている要因としては、同様の傾向があるのか。もしくは、他の要因っていうのがあるのか、このあたりを教えていただけますでしょうか。

国保年金課長： ありがとうございます。
そうですね、岡山市の国保で、特にその医療費の中身を分析したとい

うことは、すいません、正直ないんですけれども、国保中央会とかが出している国保の機関誌とかによりますと、この、岡山市国保で1人当たり費用額が抑えられた伸びになっているっていうのは、これは全国的な国保でも同じ状況でして、国保中央会の記事を見ますと、先ほど徳永委員もおっしゃられた通り、コロナの特例加算がなくなったこと、特に外来の医療費でですね、伸び率が、外来の1件当たり費用額で伸び率が抑えられているんですが、それは先ほど徳永委員がおっしゃられたコロナ特例加算が6年度でなくなったこと、あとそれから生活習慣病の管理料というものが6年度の診療報酬改定で、適正化が図られたということ。

その影響が、全国的な国保の外来の医療費が下がっている理由ということで挙げられていたんですが、岡山市の国保も、外来の医療費が抑えられていたりしまして、もう傾向としては同じ傾向ですので、その理由も、同じ理由が考えられるのかなと思っていますところ。

徳永委員： ありがとうございます。

やっぱり医療保険財政に影響を与える要因として、診療報酬の取り扱いということですね、非常に大きな影響を与えるというところで、先日国の方で、骨太の方針ですね、2025 が発表されまして、その中でですね、昨今の物価高騰等を踏まえ、かなり病院等の医療機関ですね、経営が非常に厳しい状況に置かれている。

そういうのを踏まえて、今後の診療報酬の改定にあたってですね、そういった物価高への影響というのを加味してですね、改定というのを考えていくというふうに国の方が、打ち出していまして、今までの骨太方針で書かれていないような、高齢化のみ押さえるというような、診療報酬の伸びっていうのをですね書くようにしていたんですが、今回初めてですね、物価高への影響等ですね、医療機関の経営に関しての文言が入っているので、実際に診療報酬の改定というのは、今後、行われるわけなんですけれども、骨太方針を見ているとですね、診療報酬の、上方改定っていうのが想定されるかと思いますので、これ診療報酬がどう変わっていくかがですね、繰り返しになりますが、国保の財政、協会けんぽの財政もそうなんですけれども、大きな影響を与えますので、ちょっとその医療費の動向っていうのはですね、引き続き、分析していく必要があるのかなというふうに思いまして質問をさせていただきました。

遠山委員： 市老人クラブ女性部会の遠山です。

この資料の議事の3の13ページなんですけれども。

生活習慣病重症化予防のところの(2)なんですけどこれ、私ここに今年70でぴったり入って、ヘモグロビンA1cが5.6で通知をいただいたんです。

で、歯科検診のご案内という通知をいただきまして、この口腔機能健

診をしてくださいっていう通知なんですけれども、それでちょっとお尋ねしたいんですけれども、4ヶ月に1度ほど、歯科検診は受けてるんですけれども、この歯肉の検査に加えて、口腔機能が衰えていないか検査しますっていうふうにあるんですけれども、もしこれが衰えていた場合は、その結果はどうなるんでしょうか。

横山委員： 市内歯科医師会連合会の岡山市歯科医師会から参りました横山と申します。

ご質問ありがとうございます。

今ご質問いただいた口腔機能健診というのは、普段3ヶ月、4ヶ月おきに行かれてる歯科の検診であったり、メンテナンスとは、ちょっと異なる内容を含んでおりまして、いわゆるフレイルの入口になる、口腔にまつわるフレイルの入口になる検診を含んでいます。

ですので、普段皆さんが歯科でかかられている、ちょっと歯茎の隙間をいわゆるポケットっていうところを測ったりとか、ブラッシングでどれぐらい汚れが落ちているとか、虫歯があるなしとはちょっと違う内容で、例えば、しっかり嚥下、飲み込みが出来ているかどうかであったり、口の発音にまつわる機能が下がってないかっていうのを、検査させていただく内容が含まれているので、私たちの立場からしたらぜひご活用いただけたらと思います。

それで、もし基準に満たない点とかがありましたら、そのかかりつけ、行かれた歯科医院で、こういう点に気をつけてくださいっていうような適切なご助言があるはずですので、ぜひ、受診していただけたらと思います。

秋山委員： 2つほど質問をさせてください。

まずフォローアップ保健指導で、保健指導利用通知者が772人と書かれていたと思いますが、どのような通知をされているのでしょうか。

また、2つ目は、フォローアップ保健指導では、糖尿病予備軍などのリスクのある方への栄養指導を含めた保健指導をされていると思いますが、その後の健診結果は良くなっているのでしょうか。

お願いいたします。

国保年金課長： ありがとうございます。

まず通知は772人に対してどのように通知されているのでしょうかということなんです、岡山市から対象者に対して、封書をお送りして、なんといいですか血糖とか血圧とか、それぞれ数値の高い方、それぞれに、それぞれのパンフレットを同封した封書をお送りして、希望される方に対して、指導を行っているというところです。

その後の健診結果は良くなったかどうかということなんですけれども、令和6年度の健診結果、これ自体まだそろっておりませんので、手元にある数字としては、令和4年度に行った保健指導により、令和

5年度の健診結果がどうなったかということでお答えさせていただきますと、令和4年度に保健指導を行った方について、令和5年度の健診結果が維持改善した割合が、約65%となっています。

一方で、保健指導未利用者の維持改善した割合が約50%となっていて、利用者とは約15%の差があります。

このため、保健指導には一定の効果があると考えているところです。そういうことですので今後も引き続き、地道に続けていくことで少しでも、被保険者の健康維持に努めて参りたいと考えているところです。

秋山委員： ありがとうございます。

私たち、栄養改善協議会なんですけど、今後も食を通じていろいろ予防食の指導をしながら、学んでいきたいと思っております。

今後ともよろしくお願いします。

徳永委員： 資料の14ページの医療費通知の関係で教えていただきたいんですけども、令和6年度ですね、年2回、合計で14万件あまりですね、通知をしたということなんですけど、これは郵送での通知ということでしょうか。

国保年金課長： はい。そうなります。

徳永委員： はい。

医療費通知、我々協会けんぽもですね、年1回なんですけれども、郵送で通知をしているところではあるんですが、マイナ保険証の利用促進というところもあるんですけれども、マイナ保険証自体は、マイナポータルからですね、ご自身の医療費情報っていうのは閲覧することができますので、年間14万件をですね、郵送で受注するというところもですね、今までのそのマイナポータルの仕組みがないときは、一定そういった効果なり有効性はあったと思うんですけれども、昨今の郵送料の高騰のことで、マイナポータルで閲覧がご自身でできる、というような環境が整っておりますので、次年度以降ですね、これは意見にはなるんですけれども、引き続き年2回お送りするのではなくて、例えば送付回数を減らす、もしくはマイナポータルでの閲覧を促して、希望者だけに送付するとか、少しく、やり方っていうのをですね、検討をしていただければいいんじゃないのかなというふうに思います。

国保年金課長： ありがとうございます。

徳永委員おっしゃられる、本当その通りだと思います。

ただ、ひょっと、国からの交付金とか、そういった関係も、あったりする、そういう、保険者努力支援制度といって取り組み状況に応じて、点数をつけてもらって、交付金が得られるっていうような制度もあったりしますので、ちょっとそういった絡みがないかどうか確認して、

いただいたご意見も参考にして今後検討していきたいと思っております。

(2) 号議事は採決により原案どおり承認

【報告に関する質疑等概要】

(1) マイナンバーカードの保険証利用について

徳永委員： たびたびすみません。

意見ということで申し上げます。

マイナ保険証の利用促進ということで、市民に対してですね、丁寧な広報に努められるということで、ぜひ、そういった形での広報をあらゆる機会をとらえてですね、わかりやすい広報ということで取り組みをお願いしたいと思うんですが、どうしてもですね、医療機関の受診をする際にどのように受診したらいいのかというところがどうしてもクローズアップされがちかなというふうに思っておりまして、先ほどお薦めあった通りですね、健康診断を受けるとき、そうしたらどうするんだ、特定保健指導を受けるときに、どうすればいいのか、というところもですね、きちっと案内をしないと、どうしても医療機関の受診のところだけ大きく広報して、実際に健診を受けられる、年1回のことなんでね、その時にどうしたらいいかわからないというようなことで健診の受診率に響くということのないようにですね、そういったところも、意識して広報していただければなというふうに思います。

(2) 子ども・子育て支援金制度について

質疑なし

(3) 保険料水準統一に係る取組状況について

質疑なし

以上